

公共物用途廃止申請書類一覧

- 公共物用途廃止申請書
- 委任状（代理申請の場合）
- 占使用状況調査書
- 承諾書（隣接者、行政区長、（水路の場合）水利権者）※行政境の場合、当該行政区長及び隣接行政区長より承諾書を徴すこと
- 印鑑登録証明書（*隣接者のもの）※申請者は不要
（土地登記簿謄本）
- 位置図
（公図写）
- 地積測量図
（地積調査図）
- 実測平面図
（横断図）
（求積図）
- 現況写真

■上記をまとめて1部とし、2部をご提出ください（複写可）。

■押印を求める手続見直しの観点から、㊟と記載のある箇所のみ押印してください。

■事前相談において機能喪失と判断した場合でも、申請者による測量等調査後、公共物としての機能があることが判明した場合、用途廃止希望箇所の一部あるいは全部を用途廃止申請書審査時に用途廃止不可とさせていただく場合がありますのでご承知おきください。

■不明な点は、下記にお問合せ下さい。

館林市役所 都市建設部 道路河川課
管理係（TEL：0276-47-5151）